

富士吉田市農業委員会 令和7年4月定例総会議事録

1 招集期日 令和7年4月28日（月）

2 招集場所 本庁舎3階 大会議室

3 出席委員（14名）

会長 佐藤 万吉（第3番）

第1番	藤井 與三郎	第2番	小俣 創	第4番	小俣 俊子
第5番	小野 利壹	第6番	渡邊 和英	第7番	遠山 まさの
第8番	渡邊 孝治	第9番	宮下 師貴	第10番	權正 常夫
第11番	羽田 善行	第12番	勝俣 道明	第13番	志村 金三
第14番	滝口 倉一				

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名であり次のとおりである。
遠山 克二、眞田 眞喜雄、羽田 隆、加々美 和也、梶原 久、滝口 等

4 欠席委員

なし

5 議事日程

第一 議事録署名委員の指名について

第二 会期の決定について

第三 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第四 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

第五 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

第六 議案第4号 農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について

第七 議案第5号 非農地通知交付申請について

第八 議案第6号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の交付申請について

6 職務および説明のため出席した職員

農業委員会事務局

事務局長 加賀美優

事務局次長 井出奈津子

会計年度任用職員 網倉郷美

7 開議 午後2時00分

○ 議長（会長）

本日は、大変ご苦勞様です。

総会に先立ちまして、定期人事異動により、新たに経済環境部、農業委員会事務局及び農林課へ配属となりました職員をご紹介します。各自、自己紹介をお願いいたします。

（職員自己紹介）

有難うございました。富士吉田市の農業振興を推進していくために、今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

ここで、部長・次長・農林課職員は、その他の公務のため、退席させていただきますので、ご了承願います。

（職員退場）

それでは、只今より、富士吉田市農業委員会 4 月定例総会を開会いたします。開会にあたり報告いたします。農業委員 14 名の内、出席委員は 14 名であり、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、過半数の委員が出席しておりますので、会議が成立する旨、報告いたします。また、同法第 29 条により、各地区推進委員にも出席を求めていますので、あわせて報告します。

○ 議長（会長）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより議事に入ります。日程第一、「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。富士吉田市農業委員会会議規則第 44 条の規定により、議長から指名させていただきますことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議がありませんので、議事録署名委員には、
第 7 番 遠山 まさの 委員、第 8 番 渡邊 孝治 委員を指名いたします。

○ 議長（会長）

次に、日程第二、「会期の決定について」を議題といたします。会期は本日 1 日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

○ 議長（会長）

それでは、ここで各申請事案の審査のため、暫時休憩いたします。休憩中、各地区委員会で申請事案の審査をお願いいたします。

（午後 2 時 4 分休憩）

（午後 2 時 6 分再開）

○ 議長（会長）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、お手元に配布いたしました議案につい

て、ご審議願います。

なお、審議にあたっては各地区担当委員会順に議案の審議を進めて参りますので、委員各位にはご了承をお願いいたします。

○ 議長（会長）

日程第三、議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。第1委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第1号 第1委員会の1件の朗読後】

第1委員会の受理番号3の1号につきましては、譲受人が営農拡大するための権利移動の申請であります。譲受人の資格については、別紙の調査票に基づき説明いたします。

（調査表に基づき、内容の説明をした。）

以上の内容から、農地法第3条の許可要件に該当するため、譲受人としての要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員（藤井 與三郎 君）

第1委員会から報告いたします。4月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

受理番号3の1号の申請地は北稜高校の北東約280mに位置しております。申請地では、季節の野菜を栽培するそうです。以上により、この権利移動については、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の1件について採決いたします。第1委員会の1件については、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第1号の農地法第3条許可申請の1件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

続きまして、日程第四、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。第1委員会の3件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第2号 第1委員会の3件の朗読後】

第1委員会の受理番号4の2号につきましては、申請人がレンタルコンテナ倉庫用地として利用している追認案件です。用途地域内の第3種農地で、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。

受理番号4の3号につきましては、申請人が貸し資材置き場、及び貸し駐車場用地として利用している追認案件です。用途地域内の第3種農地で、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。

受理番号4の4号につきましては、申請人が住宅敷地として利用している追認案件です。用途地域内の第3種農地で、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員長（藤井 與三郎 君）

第1委員会から報告いたします。4月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号4の2号の申請地は、ガスト富士吉田店の東約200mに位置しております。始末書によりますと、令和5年頃からレンタルコンテナ倉庫、及び駐車場用地として利用していたそうで、今後もコンテナ倉庫を増設して賃貸事業を継続するものであります。始末書等、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号4の3号の申請地は、ガスト富士吉田店の東約200mに位置しております。始末書によりますと、平成25年頃から貸し資材置き場、及び貸し駐車場用地として利用していたそうです。始末書等、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。受理番号4の4号の申請地は、新屋会館の北西約290mに位置しております。始末書によりますと、昭和60年より住宅敷地として利用しているそうです。始末書等、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の3件について採決いたします。第1委員会の3件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第3委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第2号 第3委員会の1件の朗読後】

第3委員会の受理番号4の1号につきましては、申請人が駐車場として利用している追認案件です。用途地域内の第3種農地で、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第3委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第3委員会委員長（渡邊 孝治 君）

第3委員会から報告いたします。4月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号4の1号の申請地は、セブンイレブン富士吉田旭3丁目店の東約100mに位置しております。始末書によりますと、約15年前から駐車場として利用していたそうです。始末書等、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第3委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

○ 委員

追認案件なんですけど、これは農地パトロールによって申請してほしいということでしょうか。

○ 事務局

詳細部分は聞き切れておりませんが、今回の申請の要素だと聞いております。

○ 委員

農地パトロールで、耕作放棄地だけではなくて、農地などに転用届を出さないでそのまま使っているようなところもパトロールして書類を渡しているんですけれども、その関係でこれが追認案件で出たのですか。

○ 事務局

全てがそれだけとは限らなく、本人の利用価値の部分もあるかと思っておりますが、そういった一つとして今回あがってきていると考えております。

○ 委員

そうではなくて、この件は農地パトロールでまわって指導したんでしょう。その指導で出た案件ですか。

○ 事務局

この後の説明の議案にも入っておりますが、隣接しているところで、5条による駐車場案件がありまして、そちらと隣接している関係もありまして今回ここに浮かび上が

ってきたものという部分です。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第3委員会の1件について採決いたします。第3委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第3委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第2号 第6委員会の1件の朗読後】

第6委員会の受理番号4の5号につきましては、申請人が土地の一部を住宅敷地として利用している追認案件で、今後、個人（娘夫婦）住宅1棟を建築するものです。用途指定地域外の第2種農地ですが、住宅などが連坦しているエリアで、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第6委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第6委員会委員長（滝口 倉一 君）

第6委員会から報告いたします。4月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号4の5号の申請地は、ことぶき診療所の北西約135mに位置しております。始末書によりますと、昭和46年頃から土地の一部を住宅敷地として利用していたそうです。始末書等、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第6委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第6委員会の1件について採決いたします。第6委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第2号の農地法第4条許可申請の5件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第五、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題

とします。

第1委員会の4件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第3号 第1委員会の4件の朗読後】

第1委員会の受理番号5の4号につきましては、譲受人が申請地を買い受け、住宅建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

受理番号5の8号につきましては、譲受人が申請地を買い受け、息子夫婦の住宅用の宅地造成を行うものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

受理番号5の9号につきましては、譲受人が申請地を買い受け、貸し駐車場とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

受理番号5の10号につきましては、借受人が申請地を借り受け、国道拡幅工事に伴う駐車場兼現場事務用地として一時利用するものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員（藤井 與三郎 君）

第1委員会から報告いたします。4月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の4号の申請地は、県営新屋団地の南約100mに位置しており、住宅建築用地とするそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号5の8号の申請地は、市立病院の南西約260mに位置しており、住宅建築用地とするそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号5の9号の申請地は、市立病院の南西約260mに位置しており、貸し駐車場用地とするそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号5の10号の申請地は、上宿交差点の南東約90mに位置しており、駐車場兼現場事務用地とするそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

○ 委員

受理番号5の8号の申請地は借り受けですか

○ 事務局

こちらにつきましては、所有権移転であります。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の4件について採決いたします。第1委員会の4件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第3委員会の3件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第3号 第3委員会の3件の朗読後】

第3委員会の受理番号5の1号につきましては、借受人が申請地を借り受け、住宅建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

受理番号5の3号につきましては、譲受人が申請地を買い受け、宅地造成用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

受理番号5の5号につきましては、借受人が申請地を住宅敷地の一部として利用している追認案件です。用途地域内の第3種農地で、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第3委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第3委員会委員長（渡邊 孝治 君）

第3委員会から報告いたします。4月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の1号の申請地は、下吉田駅の西約170mに位置しており、住宅建築用地とするそうです。必要書類もそろっており、許可相当と考えます。

受理番号5の3号の申請地は、焼肉竜ヶ丘の北西約160mに位置しており、宅地分譲地とするそうです。必要書類もそろっており、許可相当と考えます。

受理番号5の5号の申請地は、セブンイレブン富士吉田旭3丁目店の東約100mに位置しております。始末書によりますと、令和5年に自己所有地に住宅を新築、及び車庫を設置した際に、誤って隣接地を含め施工したそうです。始末書等、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第3委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第3委員会の3件について採決いたします。第3委員会の3件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第5委員会の2件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第3号 第5委員会の2件の朗読後】

第5委員会の受理番号5の2号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、住宅建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

第5委員会の受理番号5の6号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、住宅建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第5委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第5委員会委員長（勝俣 道明 君）

第5委員会から報告いたします。4月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の2号の申請地は、明見小学校の北西約270mに位置しており、住宅建築用地とするそうです。必要書類もそろっており、許可相当と考えます。

受理番号5の6号の申請地は、明見小学校の北西約270mに位置しており、保養所として住宅建築用地とするそうです。必要書類もそろっており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第5委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第5委員会の2件について採決いたします。第5委員会の2件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号の農地法第5条許可申請の9件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第六、議案第4号、「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

本件につきまして、農業委員会は「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第

11 項」の規定により山梨県農業公社に対し、農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請できることとなっております。貸借が妥当と考えられる案件が情報提供されたため、計画の作成を要請してよろしいか伺うものであります。

お手元の資料をご覧ください。件数は2件であり、すべて新規設定となっております。番号1の申請地は、市立第五保育園の南東約160mに位置しており、期間は令和7年6月1日から令和9年12月31日の2年7ヶ月であります。番号2の申請地は、ひばりが丘高校の南東約560mに位置しており、期間は令和7年6月1日から令和8年12月31日の1年7か月であります。

本件につきまして、借受人は「全部効率利用要件、並びに農業関係法令の遵守状況」を満たしており、農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について、適当であると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただ今の事務局説明について、質疑がありましたらご発言願います。

○ 委員

番号2の申請地について、位置はひばりが丘高校の近くなのですか。

○ 事務局

上暮地となりますので、ひばりが丘高校は間違いでした。後ほど資料を取り寄せて説明いたします。

○ 委員

ここは新規設定なので、例年だと推進委員の個々の確認が必要なのでは。

○ 委員

この中間管理機構の件は、今月は保留ということで、翌月にまわしませんか。

○ 事務局

農家さんのスケジュール等もありますので、確認させてください。もう少々お待ちください。

（資料が到着し、説明再開）

大変失礼いたしました。場所につきましては、上暮地の松久保地区となります。松久保ですので、西桂町との境となります。

○ 委員

現地調査には行ったのですか。

○ 事務局

今回新規ということで、委員さんたちに本来見てもらうべきはずだったところではありますが、こちらの申請が届いたのが21日の視察日以降でありまして、事務局の方で現地を確認させていただきました。一部修正のような形になってしまうのですが、第1委員会並びに第6委員会のご承認が頂けるのであれば、今回ご審議頂ければと思

います。今回借り受けている方が6月からの耕作を求めておりまして、このタイミングでの審議を逃すと、遅れが生じてしまいますので、是非ともこちら農業委員会事務局と農政担当が確認した部分でご了承を頂けるならば、ご審議を頂きたいと思います。

○ 委員

これからもチェックは必要ということでしょうか。

○ 事務局

新規の場所については引き続きご協力をお願いいたします。
以後、こういった案件につきましては視察の前に管理してまいります。

○ 委員

このようなケースは次月に繰り越すとか、そういった方法でやってもらった方が良いと思います。

○ 事務局

しっかり間に合わせて、もし間に合わない場合は次回に送ります。
（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

それでは、採決いたします。議案第4号について、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。
次に、日程第七、議案第5号、「非農地通知交付申請について」を議題といたします。
第1委員会の2件について、事務局から議案の説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第5号 第1委員会の2件の朗読後】

第1委員会の受理番号21の1号及び21の2号は、申請地が非農地であることを確認したので、適正と認め通知すべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員（藤井 與三郎 君）

第1委員会から報告いたします。4月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号21の1号の申請地は、道の駅「ふじよしだ」の西約240mに位置しております。現地は広葉樹等の山林が形成されており、非農地と判断することが適正であるため、通知すべきものと考えます。
受理番号21の2号の申請地は、小倉山団地の西約500mに位置しております。現地は広葉樹等の山林が形成されており、非農地と判断することが適正であるため、通知す

べきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の2件について採決いたします。第1委員会の2件については、原案のとおり通知することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第5号の非農地通知交付申請の2件は原案の通り通知することに決定いたしました。

次に、日程第八、議案第6号、「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の交付申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

こちらにつきましては、租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受ける農地等について、農業経営を行っている旨の証明書の交付申請であります。第2委員会の受理番号12の1号の農地については、いずれも申請者が農業経営を行っております。今後も農業経営が見込まれることから、証明書の交付は可能であると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第2委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○ 第2委員会委員（小野 利壹 君）

第2委員会から報告いたします。4月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号第12の1については、農地として耕作していることを確認しました。今後も引き続き耕作していくとのことですので、証明書の交付をすべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第2委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第2委員会の1件について採決いたします。本申請については、原案のとおり証明することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第6号の1件は、原案のとおり証明することに決定いたしました。

以上で、令和7年4月定例総会に付された案件の審議は、全て終了いたしました。その他で、委員各位から何かありましたらご発言願います。

○ 議長（会長）

事務局から報告・連絡事項等がありましたら発言願います。

（事務局から、この後の歓迎会について連絡有り）

○ 議長（会長）

委員各位には長時間にわたりご審議等をいただき、ありがとうございました。これをもって、富士吉田市農業委員会4月定例総会を閉会いたします。本日は、大変ご苦勞様でした。

閉会 午後3時11分

上記のとおり、正確なることを証するため、ここに署名する。

令和7年4月28日

富士吉田市農業委員会

会長（議長） 佐藤 万吉

委 員 遠山 まさの

委 員 渡邊 孝治